



# 山形県公報

平成15年5月2日(金)  
第1436号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

有害図書類の指定..... (文化振興課) ...607  
 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止..... (村山総合支庁福祉課) ...609  
 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更..... ( 同 ) ... 同  
 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止..... ( 同 ) ... 同  
 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更..... ( 同 ) ...610  
 土地改良区の役員の退任の届出..... (村山総合支庁農村計画課) ... 同  
 土地改良区の役員の就任の届出..... ( 同 ) ...611  
 民有保安林指定の予定..... (森 林 課) ... 同  
 事業の認定..... (管 理 課) ...612  
 公共測量の終了の通知..... ( 同 ) ...613  
 建設業者に対する営業停止の処分..... (庄内総合支庁建設総務課) ...614

### 公安委員会関係

#### 規 則

山形県道路交通規則の一部を改正する規則.....615

#### 告 示

山形県指定講習機関に関する規程..... 同

### 公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告..... (公安委員会) ...641  
 監査結果の公表..... (監 査 委 員) ... 同  
 大規模小売店舗の変更の届出..... (商業振興課) ...646  
 同..... ( 同 ) ...647

## 告 示

山形県告示第482号

山形県青少年保護条例(昭和54年3月県条例第13号)第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成15年5月2日

山形県知事 高 橋 和 雄

( 図 書 )

| 指定番号 | 題 名           | 図書コード     | 発行所等     | 指定の理由   |
|------|---------------|-----------|----------|---------|
| 7844 | COMIC BOY 5月号 | 13723 - 5 | (株)日本出版社 | 著しく青少年の |

|      |                                |            |                    |                              |
|------|--------------------------------|------------|--------------------|------------------------------|
| 7845 | アクション写真塾                       | 11435 - 05 | (株)サン出版            | 性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 7846 | ストリート・シュガー 5月号                 | 04167 - 05 | (株)サン出版            |                              |
| 7847 | DOPE 4月号増刊                     | 04040 - 04 | (株)ハローケイエンターテインメント |                              |
| 7848 | GREACE 5月号                     | 03289 - 05 | 若生出版(株)            |                              |
| 7849 | エルティーンコミック プチもも 5月号            | 07855 - 5  | (株)近代映画社           |                              |
| 7850 | 愛の体験スペシャルDX 5月号                | 11585 - 5  | 竹書房                |                              |
| 7851 | だれにもいえない恋体験 VOL 6              | 09634 - 04 | 平和出版(株)            |                              |
| 7852 | 女のサスペンスシアター VOL 5              | 03950 - 05 | (株)メディアックス         |                              |
| 7853 | コミックアムール 5月号                   | 03801 - 05 | (株)サン出版            |                              |
| 7854 | ミステリーレディース 5月号                 | 08509 - 05 | (株)マガジン・マガジン       |                              |
| 7855 | 彼女の気持ち                         | 50159 - 88 | (株)双葉社             |                              |
| 7856 | ラブファーマシー                       | 57956 - 78 | (株)ぶんか社            |                              |
| 7857 | レディースコミック ラビアン5月号              | 19151 - 5  | 笠倉出版社              |                              |
| 7858 | シーラ日記Side:B                    | 52120 - 95 | (株)フロム出版           |                              |
| 7859 | レディースコミック マノン 4月号              | 13773 - 04 | (株)マガジン・マガジン       |                              |
| 7860 | COMICペンギンクラブ山賊版 5月号            | 17973 - 5  | 辰巳出版(株)            |                              |
| 7861 | グラビアコミックマガジン ドキッ 5月号           | 16677 - 5  | 竹書房                |                              |
| 7862 | aya(アヤ) 5月号                    | 09655 - 5  | 宙出版                |                              |
| 7863 | レディースコミック・タブー 5月号              | 19673 - 05 | 三和出版(株)            |                              |
| 7864 | GAMEピラス VOL 6                  | 64181 - 39 | (株)マガジン・マガジン       |                              |
| 7865 | 今日からできるケータイ <sup>®</sup> 裏サイト6 | 64120 - 05 | 笠倉出版社              |                              |
| 7866 | インディーズ無料サイトガイド6                | 63635 - 93 | (株)芸文社             |                              |

《参考》青少年保護条例第8条第2項第1号並びに第2号の規定(包括基準)に該当する有害図書類

## ( 図 書 )

| 番号 | 題 名            | 区 分         | 発 行 所 等   |
|----|----------------|-------------|-----------|
| 1  | ぶらいべと VOL.3    | 13934 - 7/1 | (株)スポーツアイ |
| 2  | ナンパなKiss vol.1 | 13934 - 9/1 | (株)スポーツアイ |

## ( 録画テープ等 )

| 番号 | 題 名           | 区 分   | 発 行 所 等    |
|----|---------------|-------|------------|
| 1  | 素人制服倶楽部       | D V D | 生写真倶楽部     |
| 2  | 新・女子高生ストリップーズ | ビデオ   | (株)フォーマリッチ |

## 山形県告示第483号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成15年5月2日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地 | 事業所の名称及び所在地                   | 居宅サービスの<br>種類 | 廃止年月日     |
|-------------------------|-------------------------------|---------------|-----------|
| 山辺町<br>東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地    | 山辺町指定訪問介護事業所<br>東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地 | 訪 問 介 護       | 平成15.3.31 |

## 山形県告示第484号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成15年5月2日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者<br>の名称及び所在地            | 居宅サー<br>ビスの<br>種類 | 事業所の名称及び所在地         |                                          | 変更年月日    |
|------------------------------------|-------------------|---------------------|------------------------------------------|----------|
|                                    |                   | 変 更 前               | 変 更 後                                    |          |
| 観光タクシー株式会社<br>山形市上山家町日月山<br>1982番7 | 訪 問 介 護           | 観光タクシー指定訪問介<br>護事業所 | 指定訪問介護事業所ライ<br>フサポートセンター<br>上山市矢来一丁目2番1号 | 平成15.4.1 |

## 山形県告示第485号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成15年5月2日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地  | 事業所の名称及び所在地                     | 廃止年月日      |
|----------------------|---------------------------------|------------|
| 山辺町<br>東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地 | 山辺町指定居宅介護支援事業所<br>東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地 | 平成15. 3.31 |

## 山形県告示第486号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成15年5月2日

山形県知事 高橋和雄

| 指定居宅介護支援事業者の<br>名称及び所在地        | 事業所の名称及び所在地       |               | 変更年月日      |
|--------------------------------|-------------------|---------------|------------|
|                                | 変更前               | 変更後           |            |
| 株式会社マルマンファーマ<br>天童市交り江四丁目6番25号 | B & Gケアマネジメントサービス |               | 平成15. 3. 1 |
|                                | 天童市柏木町三丁目1番31号    | 天童市駅西三丁目9番12号 |            |

## 山形県告示第487号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、東部土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成15年5月2日

山形県知事 高橋和雄

| 理事及び監事の別 | 氏名    | 住所          |
|----------|-------|-------------|
| 理事       | 梅津幸彦  | 山形市大字風間1222 |
| 同        | 高橋功太郎 | 同 大字青柳887   |
| 同        | 菅井吾一  | 同 大字風間73    |
| 同        | 佐藤健一  | 同 915       |
| 同        | 宗片勝弘  | 同 大字青柳496   |
| 同        | 宗片良明  | 同 637 - 1   |
| 同        | 高橋光雄  | 同 873       |
| 同        | 三沢賢聿  | 同 大字青野682   |
| 同        | 狩野真一  | 同 584       |
| 同        | 仁藤満昭  | 同 落合町432    |

|    |      |   |         |
|----|------|---|---------|
| 監事 | 工藤市男 | 同 | 大字風間18  |
| 同  | 工藤勝市 | 同 | 大字青柳562 |

## 山形県告示第488号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、東部土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成15年5月2日

山形県知事 高橋和雄

| 理事及び監事の別 | 氏名    | 住所            |
|----------|-------|---------------|
| 理事       | 高橋功太郎 | 山形市大字青柳887    |
| 同        | 仁藤満昭  | 同 落合町432      |
| 同        | 宗片勝弘  | 同 大字青柳496     |
| 同        | 佐藤健一  | 同 大字風間915     |
| 同        | 佐藤恭平  | 同 934 - 2     |
| 同        | 武田好紹  | 同 12          |
| 同        | 宗片良明  | 同 大字青柳637 - 1 |
| 同        | 高橋光雄  | 同 873         |
| 同        | 三沢賢聿  | 同 大字青野682     |
| 同        | 石山康雄  | 同 459 - 4     |
| 監事       | 齋藤又雄  | 同 大字風間13      |
| 同        | 石山要一  | 同 大字青柳255     |

## 山形県告示第489号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成15年5月2日

山形県知事 高橋和雄

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所  
飽海郡八幡町下青沢字山添145 - 5、157、157 - 1
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

2 (1) 保安林予定森林の所在場所

飽海郡遊佐町大字菅里字十里塚1-2、1-7から1-11まで、1-123から1-128まで、1-243から1-250まで、1-265、143、144、146から148まで、149-2、151-2、152、153、162-1、163、164、165-2、171-1、171-3、172-1、173、174

(2) 指定の目的

飛砂の防備



(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第490号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成15年5月2日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 起業者の名称

天童市

2 事業の種類

天童市市民墓地整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分 天童市大字山元字遠藤塚及び字若松地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

天童市市民墓地整備事業(以下「本件事業」という。)は、土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である天童市は、一般会計により既に財源措置を講じていることから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

イ 天童市は年々人口が増加し、都市化の進行が著しい状況にある。これら、他市町村から転入してきた市民層や新市街地に分家した市民などの多くが墓地を購入する世代に入っているものの、その市民層の51%が現在墓地を保有しておらず、その内の74%が10年以内に墓地を取得したいと考えているなど、市民の需要は大きいものがある。

しかし、現在、天童市が経営する公共墓地はなく、また、市街地内にある寺院の墓地用地は極めて狭小で、しかも都市化の進展により墓地拡張が困難な状況にあるなど、墓地を求める市民の需要に十分応えられない状況にある。

本件事業は、墓地を求める市民の需要に応え、特定の宗教にとらわれない市民墓地の整備をするものであり、当市の快適な市民生活環境づくりの一環として、第五次天童市総合計画の実現に大いに貢献するもので

あるなど、本件事業の施行により得られる利益は相当程度存すると認められる。

□ 一方、本件事業の施行により失われる利益について考察するに、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響が考えられる。しかしながら、本件事業の起業地は民家等から離れた位置にあることから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

八 起業地の位置について、

(イ) 必要面積を確保できること。

(ロ) 市の中心部からの交通アクセスがよいこと。

(ハ) 緑豊かな自然環境に囲まれた閑静な場所であること。

(ニ) 市民の宗教感情に合致する場所であること。

(ホ) 地権者及び周辺住民の理解が得られる場所であること。

等の基準により、起業地の候補地を3箇所選定し、候補地の優劣を比較した結果、本件事業の起業地は、交通の利便性がよく市民の利用が極めて容易であること、周辺に集落が無く自然環境等に恵まれていること、また、市民の宗教的感情とも合致する場所であること等から最も適切であると認められる。

二 イで述べた得られる利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、八で述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ 天童市は年々人口が増加しており、都市化の進行が著しい状況にある。これら、他市町村から転入してきた市民層や新市街地に分家した市民などの多くが墓地を購入する世代に入っており、墓地に対する市民の需要は大きいものがある。

しかし、現在、天童市が経営する公共墓地はなく、寺院墓地の拡張も困難な状況にある。それにもかかわらずこの状況を放置すれば、墓地用地の絶対数が不足することは明らかであり、墓地を求める市民の需要に応えられなくなる。

したがって、本件事業は、緊急に施行する必要があると認められる。

□ また、本件事業に係る起業地の範囲は、市民墓地に求められている役割を実現するために必要な墓地、園路、駐車場等の設置に必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

八 以上のような状況にかんがみれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

天童市役所

山形県告示第491号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、仙台防衛施設局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成15年5月2日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 公共測量を実施した地域

村山市北西部

2 公共測量を実施した期間

平成14年9月6日から平成15年3月14日まで

3 作業の種類

公共測量(国有財産台帳図面作成)

## 山形県告示第492号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により次のとおり営業停止を命じた。

平成15年5月2日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 処分をした年月日  
平成15年4月25日
- (2) 処分を受けた者  
イ 商号 株式会社斎藤組  
ロ 主たる営業所の所在地 東田川郡立川町大字狩川字下南割16  
ハ 代表者の氏名 中林和文  
ニ 許可番号 山形県知事(特・般-12)第700208号
- (3) 処分の内容  
建設業の営業のうち、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)若しくは建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は建設費について国若しくは地方公共団体の補助金等の交付を受けている建設工事で、土木工事業に係るもの(下請契約によるものを含む。)について、平成15年5月12日から平成15年5月26日までの15日間の営業の停止
- (4) 処分の原因となった事実  
株式会社斎藤組は、県発注の「平成13年度北月山地区中山間地域総合整備事業第4工区工事」のうち中島排水路部分について元請業者から請負い、株式会社三要に一括して請負させた。このことは建設業法第28条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日  
平成15年4月25日
- (2) 処分を受けた者  
イ 商号 株式会社三要  
ロ 主たる営業所の所在地 酒田市大宮町2-3-12  
ハ 代表者の氏名 柴田淳一  
ニ 許可番号 山形県知事(特・般-12)第700947号
- (3) 処分の内容  
建設業の営業のうち、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)若しくは建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は建設費について国若しくは地方公共団体の補助金等の交付を受けている建設工事で、土木工事業に係るもの(下請契約によるものを含む。)について、平成15年5月12日から平成15年5月26日までの15日間の営業の停止
- (4) 処分の原因となった事実  
株式会社三要は、県発注の「平成13年度北月山地区中山間地域総合整備事業第4工区工事」のうち中島排水路部分について、株式会社斎藤組から一括して請負い、株式会社カンワ開発に一括して請負させた。このことは建設業法第28条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日  
平成15年4月25日
- (2) 処分を受けた者  
イ 商号 株式会社カンワ開発  
ロ 主たる営業所の所在地 酒田市大字浜中字八間山135-1  
ハ 代表者の氏名 遠田和夫  
ニ 許可番号 山形県知事(般-12)第700957号
- (3) 処分の内容  
建設業の営業のうち、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)若しくは建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は建設費について国若しくは地方公共団体の補助金等の交付を受けている建設工事で、土木工事業に係るもの(下請契約によるものを含む。)について、平成15年5月12日から平成15年5月



18日までの7日間の営業の停止

(4) 処分の原因となった事実

株式会社カンワ開発は、県発注の「平成13年度北月山地区中山間地域総合整備事業第4工区工事」のうち中島排水路部分について、株式会社三要から一括して請負った。このことは建設業法第28条第1項第4号に該当する。

## 公安委員会関係

### 規 則

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年5月2日

山形県公安委員会

委員長 鑑 谷 誠 一

#### 山形県公安委員会規則第7号

山形県道路交通規則の一部を改正する規則

山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項中「規定する講習」を「規定する講習（法第108条の4第1項第1号の規定により公安委員会が指定した者が行うものを除く。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 告 示

#### 山形県公安委員会告示第6号

山形県指定講習機関に関する規程を次のように定める。

平成15年5月2日

山形県公安委員会

委員長 鑑 谷 誠 一

山形県指定講習機関に関する規程

山形県指定講習機関に関する規程（平成2年7月県公安委員会告示第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の4第1項に規定する指定講習機関（以下「指定講習機関」という。）については、法及び指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（指定の申請）

第2条 規則第2条第1項の申請書（以下「指定申請書」という。）の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

2 指定申請書には、規則第2条第2項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 講習施設等概要書（別記様式第2号）

(2) 特定講習指導員（規則第2条第2項第4号の特定講習指導員をいう。以下同じ。）に係る自動車安全運転センター法施行規則（昭和50年総理府令第53号）第9条の規定による運転記録証明書（申請の日前15日以内に発行されたものに限る。）

(3) 特定講習指導員に係る個人記録表（別記様式第3号）

(4) 特定講習（法第108条の4第2項の特定講習をいう。以下同じ。）を管理する者の個人記録表

(5) 所内講習コース及び路上講習コースの図面

(6) 第5項の規定により路上講習コースを管轄する警察署長の意見が付された路上講習コース設定（変更）伺書（別記様式第4号）

3 取消処分者講習（法第108条の2第1項第2号に規定する講習をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、前項各号に掲げる書類のほか、運転適性指導員（法第108条の4第1項第1号の運転適性指導員をいう。）に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 規則第5条第3号イからハまでのいずれにも該当しないものであることの申立書(別記様式第5号)
  - (2) 規則第5条第5号の審査に合格した者であるときは、その審査の合格証書の写し
  - (3) 規則第5条第5号の講習を終了した者であるときは、その終了証の写し
- 4 初心運転者講習(法第108条の2第1項第10号に規定する講習をいう。以下同じ。)を行おうとする者は、第2項各号に掲げる書類のほか、運転習熟指導員(法第108条の4第1項第2号の運転習熟指導員をいう。)に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 規則第7条第3号イ及び口のいずれにも該当しない者であることの申立書
  - (2) 規則第7条第5号の審査に合格した者であるときは、その審査の合格証書の写し
  - (3) 規則第7条第5号の講習を終了した者であるときは、その終了証の写し
- 5 第2項第5号の路上講習コースの設定(変更する場合を含む。)に当たっては、路上講習コース設定(変更)伺書により、あらかじめ、設定しようとする路上講習コースを管轄する警察署長(2以上の警察署の管轄区域にまたがる場合は、それぞれの警察署長)の意見を求めなければならない。
- (指定の方法)
- 第3条 法第108条の4第1項の規定による指定は、指定書(別記様式第6号)を交付して行うものとする。
- (名称等の変更の届出等)
- 第4条 規則第4条第1項及び第3項(第2条第2項第1号、第3号、第4号又は第5号に掲げる書類の内容に変更があったときを含む。)の規定による届出書の様式は、別記様式第7号のとおりとする。
- 2 前項の届出書には、変更の内容を明らかにした書類を添付しなければならない。
- (特定講習指導員の審査)
- 第5条 規則第5条第5号の審査は、書面審査、実技審査及び面接審査により行うものとする。
- 2 規則第7条第5号の審査は、運転習熟指導員に係る審査基準(別表)により行うものとする。
- 3 前2項の審査に合格した者には、合格した審査の区分に応じ、それぞれ運転適性指導員審査合格証書(別記様式第8号)又は運転習熟指導員審査合格証書(別記様式第9号)を交付するものとする。
- (講習業務規定の認可等の申請)
- 第6条 規則第9条第1項の申請書の様式は、別記様式第10号のとおりとする。
- 2 規則第9条第2項の申請書の様式は、別記様式第11号のとおりとする。
- (適合命令等)
- 第7条 法第108条の8第1項及び第2項の規定による命令は、命令書(別記様式第12号)を交付して行うものとする。
- (帳簿)
- 第8条 規則第12条第1項の帳簿の様式は、別記様式第13号及び第14号のとおりとする。
- (講習の休廃止の許可等)
- 第9条 規則第14条第1項の申請書の様式は、別記様式第15号のとおりとする。
- (指定の取消し)
- 第10条 法第108条の11第1項又は第2項の規定により指定講習機関の指定を取り消したときは、指定講習機関の指定取消通知書(別記様式第16号)により通知するものとする。
- (身分証明書の交付)
- 第11条 指定講習機関は、特定講習指導員に対して身分証明書(別記様式第17号)を交付し、特定講習の業務に従事するときはこれを携帯させるものとする。
- (特異事項等の報告)
- 第12条 指定講習機関は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める書類を速やかに公安委員会に提出し、その状況を報告しなければならない。
- (1) 指定講習機関の運営に関し、特異な事項が発生した場合 特異事項発生報告書(別記様式第18号)
  - (2) 所内講習コース及び路上講習コースにおいて交通事故が発生した場合 交通事故発生報告書(別記様式第19号)
- (備付け書類)
- 第13条 指定講習機関は、規則第12条第1項の帳簿のほか、次の表に定めるところにより、関係書類を備え付けておかなければならない。

| 備付書類                         | 保存年限 |
|------------------------------|------|
| 指定及び休廃止に関する書類(添付書類を含む。)      | 永年   |
| 指定申請書記載事項の変更に関する書類(添付書類を含む。) | 永年   |
| 講習業務規程に関する書類(変更に関する書類を含む。)   | 永年   |
| 適合命令及び監督命令に関する書類             | 永年   |
| 事業報告及び収支決算に関する書類             | 5年   |
| 講習結果報告に関する書類                 | 1年   |
| 特異事項及び交通事故の発生報告に関する書類        | 1年   |

(申請等の届出先)

第14条 この規程に基づく公安委員会に対する申請書等の提出は、山形県警察本部交通部運転免許課長を経由して行わなければならない。

(委任)

第15条 指定講習機関が特定講習を実施するため必要な事項は、山形県警察本部長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に交付されている改正前の山形県指定講習機関に関する規程(以下「旧規程」という。)

第4条に規定する指定書及び旧規程第6条第2項に規定する運転習熟指導員審査合格証は、それぞれ第3条に規定する指定書及び第5条第3項に規定する運転習熟指導員審査合格証書とみなす。

3 この規程の施行の際現に交付している旧規程第13条に規定する身分証明書は、この規程の施行の日から1月を経過するまで有効とする。

## 別表(第5条関係)

## 運転習熟指導員に係る審査基準

| 審査項目         | 審査細目                             | 内 容                                                                                                                                                                                       | 審査方法                  | 合格点数等                                      |
|--------------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|--------------------------------------------|
| 運転習熟指導に関する知識 | 1 自動車工学(基礎的知識)                   | 自動車の特性及びその限界<br>ブレーキ性能及びタイヤ性能等                                                                                                                                                            | 論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験 | 90%以上<br>(時間等)<br>正誤式                      |
|              | 2 集団討論技法に関する知識                   | 集団討論の目的<br>展開の仕方<br>指導要領                                                                                                                                                                  | 面接試験又は論文式の筆記試験        | 50問30分<br>択一式及び補完式<br>20問40分<br>論文式<br>60分 |
|              | 3 道路交通の場における潜在的危険に対応した安全運転に関する知識 | 道路交通の実態に応じた各種交通場面における潜在する危険の予知・判断及び措置<br>安全運転を実施できる態度(安全マインド)を身に付けさせる指導能力及び運転中における心配り、運転マナー等の指導能力                                                                                         |                       |                                            |
| 運転習熟指導に関する技能 | 1 自動車の運転演習に関する観察力及び指導要領          | 受講者の運転演習に対し、<br>車両を技術的に正しく正確に操作する車両の熟知(制御)能力<br>交通状況や交通渋滞時の道路標識や道路表示に対する注意力及び法令遵守能力<br>歩行者や自転車等他の弱い立場の通行者に対する協力的な行動能力<br>危険な交通状況や対向車がいるときの追越し、側方通過時等の安全運転判断能力<br>等について観察し、適格な矯正等の指導ができる能力 | 実技試験<br>指導員養成講習を通じて行う | 90%以上                                      |
|              | 2 危険回避に関する技能                     | 運転中の危険予知、危険判断についての理解ができ、必要な緊急制動、緊急回避及びバランス走行(大型自動二輪車及び普通自動二輪車に限る。)の技能                                                                                                                     |                       |                                            |

別記

様式第1号(第2条関係)

|                       |                 |
|-----------------------|-----------------|
| 指定講習機関指定申請書           |                 |
| 山形県公安委員会 殿            | 年 月 日           |
| 申請者                   | 住 所<br>氏 名<br>印 |
| 特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地 |                 |
| 特 定 講 習 の 種 別         |                 |
| 特定講習を開始しようとする年月日      | 年 月 日           |
| 添 付 書 類               |                 |

- (注) 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄にその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 添付書類の欄には、添付する書類名を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第2号(第2条関係)

講習施設等概要書

1 講習施設一覽表 (指定講習機関名)

| 種別  | 管理者以外の校長 | 管理者  | 副管理者           | 運転適性指導員 | 運転習熟指導員 | その他の職員 | 合計   | 考  | コースの種類  | 形状及び構造等         |          |     |        |        |
|-----|----------|------|----------------|---------|---------|--------|------|----|---------|-----------------|----------|-----|--------|--------|
|     |          |      |                |         |         |        |      |    |         | 延長              | 舗装部分     | 延長  | 幅      |        |
| 職員数 |          |      |                |         |         |        |      |    | 周回コース   | 総延長<br>直線走行最長部分 | m        | 幅   | m      |        |
| 施設  | 種別       | 敷地面積 | m <sup>2</sup> | 備付自動車   | 普通      | 登録車    | 無登録車 | 合計 | 幹線コース   | 直線部分            | コース      | m   | 幅      | m      |
|     |          |      |                |         |         |        |      |    |         | その他のコース         |          |     |        |        |
|     |          |      |                |         |         |        |      |    |         | 区分              | 幅        | 高さ  | 勾配     |        |
| 教室  | 種別       | 敷地面積 | m <sup>2</sup> | 講習用機器   | 原付      | 合計     | 数量   | 考  | 坂道コース   | 急坂路             | m        |     |        | %      |
|     |          |      |                |         |         |        |      |    |         | 緩坂路             | m        |     |        | %      |
|     |          |      |                |         |         |        |      |    |         | 種類              | 大型二種     | 大型  | 普通・普二  | 計      |
|     |          |      |                |         |         |        |      |    |         | 種類数             |          |     |        |        |
|     |          |      |                |         |         |        |      |    |         | 種類              | 大型二種     | 大型  | 普通・普二  | 計      |
|     |          |      |                |         |         |        |      |    |         | 種類数             |          |     |        |        |
| 待合室 | 種別       | 敷地面積 | m <sup>2</sup> | 講習用機器   | 四輪      | 合計     | 数量   | 考  | 方向変換コース | 直線狭路コース         | 幅        | 高さ  | 平坦部の長さ | 傾斜部の長さ |
|     |          |      |                |         |         |        |      |    |         | 区分              | m        | m   | m      | m      |
|     |          |      |                |         |         |        |      |    |         | 寸法              |          |     |        |        |
|     |          |      |                |         |         |        |      |    |         | 区分              | 入口及び出口の幅 | 各個間 | 全長     |        |
|     |          |      |                |         |         |        |      |    |         | 寸法              | m        | m   | m      |        |
|     |          |      |                |         |         |        |      |    |         | 大別              | 幅        | 長さ  | 長さ     |        |
| 等   | 種別       | 敷地面積 | m <sup>2</sup> | 講習用機器   | 無線機     | 合計     | 数量   | 考  | 縦列駐車コース | 連続道路狭コース        |          |     |        |        |
|     |          |      |                |         |         |        |      |    |         | 区分              |          |     |        |        |
|     |          |      |                |         |         |        |      |    |         | 寸法              |          |     |        |        |
|     |          |      |                |         |         |        |      |    |         | 大別              |          |     |        |        |

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。







(裏)

| 承認年月日 | 事記 |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-------|----|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 変更事項  |    | 摘要 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|       |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

様式第4号(第2条関係)

年 月 日

警察署長 殿

申請者 住所  
氏名 印

路上講習コース設定(変更)伺書

見出しのことについて、別添図面の路線を当  
するに当たり貴職の意見を求めます。 の路上講習コースとして設定(変更)

所轄警察署長の意見

年 月 日

警察署長 印

- (注) 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄にその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 3部提出すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第5号(第2条関係)

申 立 書

私は、指定講習機関に関する規則第5条第3号イからハのいずれにも該当しないことを申し立てます。  
第7条第3号イ及びロ

年 月 日

住 所  
氏 名

( 年 月 日生) 印

山形県公安委員会 殿

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第6号(第3条関係)

第 号

指 定 書

名 称

所在地

道路交通法第108条の4第1項の規定により、指定講習機関として指定する。

特定講習の種別

年 月 日

山形県公安委員会 印

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第7号(第4条関係)

|                                                                      |     |   |   |
|----------------------------------------------------------------------|-----|---|---|
| 山形公安委員会 殿                                                            | 年   | 月 | 日 |
|                                                                      | 住 所 |   |   |
|                                                                      | 氏 名 |   | 印 |
| 公示事項等の変更の届出について                                                      |     |   |   |
| 指定講習機関に関する規則第4条 <sup>第1項</sup> <sub>第3項</sub> の規定による公示事項等の変更の届出をします。 |     |   |   |
| 記                                                                    |     |   |   |
| 1 変更する事項(書類の内容)                                                      |     |   |   |
|                                                                      |     |   |   |
| 2 変更後の事項(書類の内容)                                                      |     |   |   |
|                                                                      |     |   |   |

(注) 1 届出者が法人であるときは、住所、氏名の欄にその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第8号(第5条関係)

適第 号

運転適性指導員審査合格証書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、指定講習機関に関する規則第5条第5号に規定する公安委員会が行う運転適性指導についての技能及び知識に関する審査に合格した者であることを証する。

年 月 日

山形県公安委員会 印

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第9号(第5条関係)

習第 号

運転習熟指導員審査合格証書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、指定講習機関に関する規則第7条第5号に規定する公安委員会が行う  
 普通免許  
 大自二免許  
 普自二免許  
 原付免許  
 に係る運転

習熟指導についての技能及び知識に関する審査に合格した者であることを証する。

年 月 日

山形県公安委員会 印

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第10号(第6条関係)

講習業務規程認可申請書

年 月 日

山形県公安委員会 殿

申請者 住 所  
氏 名 印

道路交通法第108条の6第1項前段の規定により、講習業務規程の認可を受けたく、当該講習業務規程を添えて申請します。

(注) 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄にその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。



様式第11号(第6条関係)

講習業務規程変更認可申請書

年 月 日

山形県公安委員会 殿

申請者 住所  
氏名 印

道路交通法第108条の6第1項後段の規定により、講習業務規程の変更の認可を受けたく申請します。

|             |       |
|-------------|-------|
| 変更しようとする事項  |       |
| 変更しようとする年月日 | 年 月 日 |
| 変更の理由       |       |

(注) 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄にその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第12号(第7条関係)

第 号

命 令 書

年 月 日

住 所

氏 名 殿

山形県公安委員会 印

道路交通法第108条の8<sup>第1項</sup><sub>第2項</sub>の規定により、下記の措置をとることを命ずる。

|     |  |
|-----|--|
| 措 置 |  |
|-----|--|

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第13号(第8条関係)

取消処分者講習終了者名簿

| コード番号 | 講習年月日 | 氏名 | 指定講習機関名 |     | 性別 | 年齢 | 日 | 月 | 年 | 生 | 名 | 本住 | 籍所 | 電話番号 | 講習種別 | 講習指導員氏名 | 実施年度 | 証明番号 | 備考 |  |  |
|-------|-------|----|---------|-----|----|----|---|---|---|---|---|----|----|------|------|---------|------|------|----|--|--|
|       |       |    | 氏名      | 年月日 |    |    |   |   |   |   |   |    |    |      |      |         |      |      |    |  |  |
|       |       |    |         |     |    |    |   |   |   |   |   |    |    |      |      |         |      |      |    |  |  |
|       |       |    |         |     |    |    |   |   |   |   |   |    |    |      |      |         |      |      |    |  |  |
|       |       |    |         |     |    |    |   |   |   |   |   |    |    |      |      |         |      |      |    |  |  |
|       |       |    |         |     |    |    |   |   |   |   |   |    |    |      |      |         |      |      |    |  |  |
|       |       |    |         |     |    |    |   |   |   |   |   |    |    |      |      |         |      |      |    |  |  |
|       |       |    |         |     |    |    |   |   |   |   |   |    |    |      |      |         |      |      |    |  |  |
|       |       |    |         |     |    |    |   |   |   |   |   |    |    |      |      |         |      |      |    |  |  |
|       |       |    |         |     |    |    |   |   |   |   |   |    |    |      |      |         |      |      |    |  |  |
|       |       |    |         |     |    |    |   |   |   |   |   |    |    |      |      |         |      |      |    |  |  |

様式第14号(第8条関係)

初心運転者講習終了者名簿

| コード番号 | 指定講習機関名   |              | 性別<br>年齢 | 本籍           |   | 電話番号 | 免許証番号 | 講習種別               | 講習指導員氏名 | 講習年月日<br>報告日 | 実施年度 | 年 |
|-------|-----------|--------------|----------|--------------|---|------|-------|--------------------|---------|--------------|------|---|
|       | 通知書<br>番号 | 通知書到<br>達年月日 |          | 氏名<br>(生年月日) | 住 |      |       |                    |         |              |      |   |
|       |           |              |          |              |   |      |       | 通二二付<br>自自<br>普大普原 |         |              |      |   |
|       |           |              |          |              |   |      |       | 通二二付<br>自自<br>普大普原 |         |              |      |   |
|       |           |              |          |              |   |      |       | 通二二付<br>自自<br>普大普原 |         |              |      |   |
|       |           |              |          |              |   |      |       | 通二二付<br>自自<br>普大普原 |         |              |      |   |
|       |           |              |          |              |   |      |       | 通二二付<br>自自<br>普大普原 |         |              |      |   |
|       |           |              |          |              |   |      |       | 通二二付<br>自自<br>普大普原 |         |              |      |   |
|       |           |              |          |              |   |      |       | 通二二付<br>自自<br>普大普原 |         |              |      |   |

様式第15号(第9条関係)

休廃止許可申請書

年 月 日

山形公安委員会 殿

申請者 住 所  
氏 名

印

道路交通法第108条の10の規定により、特定講習の<sup>一部</sup>休<sup>止</sup>の<sub>全部</sub>廃<sup>止</sup>の許可を受けたく、申請します。

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 特 定 講 習 の 種 別   |                 |
| 休止又は廃止しようとする年月日 | 年 月 日           |
| 休止しようとする期間      | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 休止又は廃止しようとする理由  |                 |

- (注) 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄にその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第16号(第10条関係)

第 号

指定講習機関の指定取消通知書

年 月 日

住 所

氏 名

殿

山形公安委員会 印

下記理由により、道路交通法第108条の11<sup>第1項</sup>の規定により、指定講習機関としての指定を取消した  
ので通知します。<sup>第2項</sup>

|         |  |
|---------|--|
| 指 定 番 号 |  |
| 理 由     |  |

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第17号(第11条関係)

身分証明書  
(表)

|            |                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |       |  |               |  |  |               |
|------------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--|---------------|--|--|---------------|
| 5.40<br>cm | 写 真<br><br>3.0 × 2.4cm | 第 号<br><br>身 分 証 明 書<br><br>氏 名 ( 年 月 日生 )<br><br><table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">資 格 名</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 40%;">運 転 適 性 指 導 員</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>運 転 習 熟 指 導 員</td> </tr> </table><br>上記の者は、当<br>年 月 日<br>の指導員であることを証明する。<br><br>住 所<br>氏 名<br>印 | 資 格 名 |  | 運 転 適 性 指 導 員 |  |  | 運 転 習 熟 指 導 員 |
| 資 格 名      |                        | 運 転 適 性 指 導 員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |       |  |               |  |  |               |
|            |                        | 運 転 習 熟 指 導 員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |       |  |               |  |  |               |
| 8.56cm     |                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |       |  |               |  |  |               |

(裏)

注 意 事 項

- 1 講習に従事するときは、必ずこの証明書を携帯すること。
- 2 警察官その他警察職員から提示を求められた時は、提示すること。
- 3 証明書を他人に貸したり、譲ったりしないこと。
- 4 証明書の記載事項を書き直したり、写真をはり替えたりしないこと。

(注) 記載上の注意

- 1 発行者が法人であるときは、住所、氏名の欄にその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 身分証明書番号は、証明書の発行番号であること。
- 3 資格名の欄は、該当する資格の欄に 印を記入すること。

様式第18号(第12条関係)

年 月 日

山形県公安委員会 殿

住 所

氏 名

印

特異事項発生報告書

|           |  |
|-----------|--|
| 発 生 年 月 日 |  |
| 発 生 場 所   |  |
| 当 事 者     |  |
| 概 要       |  |
| 措 置       |  |

- (注) 1 図面等が必要な場合は、略図を添付すること。  
 2 報告者が法人であるときは、住所、氏名の欄にその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。



様式第19号(第12条関係)

(表)

年 月 日

山形県公安委員会 殿

住 所

氏 名

印

交通事故発生報告書

|                                             |                               |                   |         |     |
|---------------------------------------------|-------------------------------|-------------------|---------|-----|
| 事 故 の 種 別                                   |                               | 講習中(所内、路上)        |         |     |
| 事 故 の 態 様                                   |                               |                   |         |     |
| 発 生 年 月 日                                   |                               | 年 月 日 午前・後 時 分 ころ |         |     |
| 発 生 場 所                                     |                               |                   |         |     |
| 講<br>習<br>機<br>関<br>(第<br>側<br>当<br>事<br>者) | 住 所                           |                   |         |     |
|                                             | 講<br>習<br>者<br>職 業、氏名<br>(年齢) | ( 歳)              |         |     |
|                                             | 講 習 状 況                       |                   |         |     |
| 相<br>手<br>(第<br>側<br>当<br>事<br>者)           | 車種、登録番号                       |                   |         |     |
|                                             | 担 当 指 導 員 名                   | ( 歳)              | 指 導 経 験 | 年 月 |
|                                             | 被 害 の 程 度                     |                   |         |     |
| 相<br>手<br>(第<br>側<br>当<br>事<br>者)           | 住 所                           |                   |         |     |
|                                             | 職 業、氏名<br>(年齢)                | ( 歳)              |         |     |
|                                             | 車種、登録番号                       |                   |         |     |
|                                             | 歩 行 者 等 の 別                   |                   |         |     |
|                                             | 被 害 の 程 度                     |                   |         |     |

- (注) 1 報告者が法人であるときは、住所、氏名の欄にその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。  
 2 事故の態様欄には、「講習者の脇見運転でトラックに追突した。」等と記載すること。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(裏)

事故の概要

現場略図



取扱警察署

備考

(注) 現場略図の欄には、道路幅、当事者の進路、事故地点を明示すること。

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、これらの随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年5月2日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
 更新時講習教本「交通の教則（運転者用）」及び「人にやさしい安全運転」  
 年間数量 各134,000冊程度  
 更新時講習教本「安全運転自己診断」  
 年間数量 74,000冊程度
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
 山形県警察本部警務部会計課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110
- (3) 随意契約の相手方を決定した日 平成15年4月1日
- (4) 随意契約の相手方の名称及び所在地  
 財団法人 全日本交通安全協会 東京都千代田区九段南四丁目8番13号
- (5) 随意契約に係る契約金額  
 「交通の教則（運転者用）」 152.25円  
 「人にやさしい安全運転」 90.30円  
 「安全運転自己診断」 10.605円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- (7) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第10条第1項第1号該当
- 2 (1) 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
 小型運転免許証作成システム機器の賃貸借及び保守 一式
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
 山形県警察本部警務部会計課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110
- (3) 随意契約の相手方を決定した日 平成15年4月1日
- (4) 随意契約の相手方の名称及び所在地  
 日本アイデーシステム株式会社 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
- (5) 随意契約に係る契約金額 33,188,400円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- (7) 随意契約による理由 特例政令第10条第1項第1号該当

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成15年1月から平成15年3月まで実施した平成14年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成15年5月2日

山形県監査委員 櫻 井 薫  
 山形県監査委員 濱 田 宗 一

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関91箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関   | 実 施 年 月 日  | 担 当 監 査 委 員 |
|---------------|------------|-------------|
| 余 目 警 察 署     | 平成15年1月24日 | 阿部信矢・櫻井 薫   |
| 酒 田 北 高 等 学 校 | 平成15年1月28日 | 阿部信矢・櫻井 薫   |

|                |            |           |
|----------------|------------|-----------|
| 庄内職業能力開発センター   | 平成15年1月28日 | 阿部信矢・櫻井 薫 |
| 鶴岡養護学校         | 平成15年1月28日 | 阿部信矢・櫻井 薫 |
| 総合療育訓練センター庄内支所 | 平成15年1月28日 | 阿部信矢・櫻井 薫 |
| 飯豊少年自然の家       | 平成15年1月28日 | 井上俊一・濱田宗一 |
| 工業技術センター置賜試験場  | 平成15年1月28日 | 濱田宗一      |
| 米沢高等技術専門学校     | 平成15年1月28日 | 濱田宗一      |
| 内水面水産試験場       | 平成15年1月28日 | 濱田宗一      |
| 消防学校           | 平成15年1月29日 | 阿部信矢・櫻井 薫 |
| 工業技術センター庄内試験場  | 平成15年1月29日 | 阿部信矢・櫻井 薫 |
| 庄内農業高等学校       | 平成15年1月29日 | 阿部信矢・櫻井 薫 |
| 農業試験場庄内支場      | 平成15年1月29日 | 阿部信矢・櫻井 薫 |
| 病害虫防除所庄内支所     | 平成15年1月29日 | 阿部信矢・櫻井 薫 |
| 米沢養護学校         | 平成15年1月29日 | 濱田宗一      |
| 米沢東高等学校        | 平成15年1月29日 | 濱田宗一      |
| 米沢工業高等学校       | 平成15年1月29日 | 濱田宗一      |
| 南陽警察署          | 平成15年2月3日  | 濱田宗一      |
| 長井高等学校         | 平成15年2月3日  | 濱田宗一      |
| 新庄南高等学校        | 平成15年2月4日  | 阿部信矢・櫻井 薫 |
| 北村山高等学校        | 平成15年2月4日  | 阿部信矢・櫻井 薫 |
| 最上学園           | 平成15年2月4日  | 阿部信矢・櫻井 薫 |
| 新庄農業高等学校       | 平成15年2月4日  | 阿部信矢・櫻井 薫 |
| 新庄養護学校         | 平成15年2月5日  | 阿部信矢・櫻井 薫 |
| 真室川高等学校        | 平成15年2月5日  | 阿部信矢・櫻井 薫 |
| 消費生活センター       | 平成15年2月12日 | 井上俊一・櫻井 薫 |

|              |            |           |
|--------------|------------|-----------|
| 精神保健福祉センター   | 平成15年2月12日 | 井上俊一・櫻井 薫 |
| 産業創造支援センター   | 平成15年2月12日 | 阿部信矢・濱田宗一 |
| 県民会館         | 平成15年2月12日 | 阿部信矢・濱田宗一 |
| 県立図書館        | 平成15年2月12日 | 阿部信矢・濱田宗一 |
| 山形北高等学校      | 平成15年2月13日 | 井上俊一・櫻井 薫 |
| 山形工業高等学校     | 平成15年2月13日 | 井上俊一・櫻井 薫 |
| 山形養護学校       | 平成15年2月13日 | 井上俊一・櫻井 薫 |
| 環境保全センター     | 平成15年2月13日 | 井上俊一・櫻井 薫 |
| 衛生研究所        | 平成15年2月13日 | 井上俊一・櫻井 薫 |
| 職員研修所        | 平成15年2月13日 | 阿部信矢・濱田宗一 |
| 山形南高等学校      | 平成15年2月13日 | 阿部信矢・濱田宗一 |
| 山形西高等学校      | 平成15年2月13日 | 阿部信矢・濱田宗一 |
| 山形職業能力開発専門学校 | 平成15年2月13日 | 阿部信矢・濱田宗一 |
| 山辺高等学校       | 平成15年2月13日 | 阿部信矢・濱田宗一 |
| 天童警察署        | 平成15年2月17日 | 櫻井 薫      |
| 東根工業高等学校     | 平成15年2月17日 | 櫻井 薫      |
| 上山警察署        | 平成15年2月17日 | 阿部信矢・濱田宗一 |
| 上山高等養護学校     | 平成15年2月17日 | 阿部信矢・濱田宗一 |
| 新庄工業高等学校     | 平成15年2月18日 | 櫻井 薫      |
| 楯岡高等学校       | 平成15年2月18日 | 櫻井 薫      |
| 教育センター       | 平成15年2月18日 | 櫻井 薫      |
| 内陸食肉衛生検査所    | 平成15年2月26日 | 井上俊一・櫻井 薫 |
| 谷地高等学校       | 平成15年2月26日 | 井上俊一・櫻井 薫 |
| 県立博物館        | 平成15年2月26日 | 井上俊一・櫻井 薫 |

|                   |            |           |
|-------------------|------------|-----------|
| 体 育 館             | 平成15年2月26日 | 井上俊一・櫻井 薫 |
| 寒 河 江 高 等 学 校     | 平成15年2月26日 | 井上俊一・櫻井 薫 |
| ゆ き わ り 養 護 学 校   | 平成15年2月26日 | 井上俊一・櫻井 薫 |
| 霞 城 学 園 高 等 学 校   | 平成15年2月26日 | 井上俊一・櫻井 薫 |
| 山 形 聾 学 校         | 平成15年2月26日 | 井上俊一・櫻井 薫 |
| 南 陽 高 等 学 校       | 平成15年2月26日 | 井上俊一・櫻井 薫 |
| 点 字 図 書 館         | 平成15年2月28日 | 阿部信矢・濱田宗一 |
| 計 量 検 定 所         | 平成15年2月28日 | 阿部信矢・濱田宗一 |
| 青 年 の 家           | 平成15年2月28日 | 阿部信矢・濱田宗一 |
| 天 童 高 等 学 校       | 平成15年2月28日 | 阿部信矢・濱田宗一 |
| 山 形 東 高 等 学 校     | 平成15年2月28日 | 阿部信矢・濱田宗一 |
| 山 形 中 央 高 等 学 校   | 平成15年2月28日 | 阿部信矢・濱田宗一 |
| 山 形 盲 学 校         | 平成15年2月28日 | 阿部信矢・濱田宗一 |
| 上 山 明 新 館 高 等 学 校 | 平成15年2月28日 | 阿部信矢・濱田宗一 |
| 荒 砥 高 等 学 校       | 平成15年3月20日 | 櫻井 薫      |
| 長 井 警 察 署         | 平成15年3月20日 | 櫻井 薫      |
| 長 井 工 業 高 等 学 校   | 平成15年3月20日 | 櫻井 薫      |
| や ま な み 学 園       | 平成15年3月20日 | 櫻井 薫      |
| 米 沢 商 業 高 等 学 校   | 平成15年3月20日 | 櫻井 薫      |
| 置 賜 農 業 高 等 学 校   | 平成15年3月20日 | 櫻井 薫      |
| 寒 河 江 警 察 署       | 平成15年3月20日 | 櫻井 薫      |
| 鶴 岡 高 等 養 護 学 校   | 平成15年3月20日 | 櫻井 薫      |
| 山 添 高 等 学 校       | 平成15年3月20日 | 櫻井 薫      |
| 庄 内 児 童 相 談 所     | 平成15年3月20日 | 櫻井 薫      |

|                |            |           |
|----------------|------------|-----------|
| 鶴岡乳児園          | 平成15年3月20日 | 櫻井 薫      |
| 知的障害者更生相談所庄内支所 | 平成15年3月20日 | 櫻井 薫      |
| 庄内総合高等学校       | 平成15年3月20日 | 櫻井 薫      |
| 酒田聾学校          | 平成15年3月20日 | 櫻井 薫      |
| 左沢高等学校         | 平成15年3月20日 | 阿部信矢・濱田宗一 |
| 寒河江工業高等学校      | 平成15年3月20日 | 阿部信矢・濱田宗一 |
| 朝日少年自然の家       | 平成15年3月20日 | 阿部信矢・濱田宗一 |
| 朝日学園           | 平成15年3月20日 | 阿部信矢・濱田宗一 |
| 神室少年自然の家       | 平成15年3月20日 | 阿部信矢・濱田宗一 |
| 金山高等学校         | 平成15年3月20日 | 阿部信矢・濱田宗一 |
| 新庄北高等学校        | 平成15年3月20日 | 阿部信矢・濱田宗一 |
| 村山警察署          | 平成15年3月20日 | 阿部信矢・濱田宗一 |
| 村山農業高等学校       | 平成15年3月20日 | 阿部信矢・濱田宗一 |
| 尾花沢警察署         | 平成15年3月20日 | 阿部信矢・濱田宗一 |
| 最北高等技術専門学校     | 平成15年3月20日 | 阿部信矢・濱田宗一 |
| 高畠高等学校         | 平成15年3月20日 | 阿部信矢・濱田宗一 |
| 米沢興譲館高等学校      | 平成15年3月20日 | 阿部信矢・濱田宗一 |

## 第2 監査の結果

### (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

#### ア 山形工業高等学校

(ア) 授業料減免の手続きが適正に行われていないものがある。

(イ) 県証紙収入において、証紙の貼付がないもの及び証紙の消印がなされていないものがある。

#### イ 山形南高等学校

授業料に係る調停手続きが、著しく遅延しているものがある。

#### ウ 新庄工業高等学校

業務委託契約において、予定価格を超える金額で契約しているものがある。

#### エ 米沢興譲館高等学校

旅費の支給及び返納事務が遅延しているものがある。

### (2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

#### ア 収入

- (ア) 生産物売払収入において、調定手続きが遅延しているものがある。(内水面水産試験場)
- (イ) 授業料に係る減額調定手続きが遅延しているものがある。(山形南高等学校・南陽高等学校)

イ 支出

- (ア) 報酬等の資金前渡の精算事務が、遅延しているものがある。(飯豊少年自然の家)
- (イ) 赴任旅費の支給額が誤っているものがある。(農業試験場庄内支場)
- (ウ) 旅費の精算事務が著しく遅延しているものがある。(米沢東高等学校・新庄工業高等学校・米沢商業高等学校・新庄北高等学校)
- (エ) 勤勉手当の支給額が誤っているものがある。(長井高等学校)
- (オ) 工事代金の支払いが遅延しているものがある。(山形工業高等学校・点字図書館)
- (カ) 通勤手当の支給額が誤っているものがある。(山形西高等学校)
- (キ) 旅費の支出事務で、旅費代人の請求年月日、請求印がすべて漏れている。(山辺高等学校)
- (ク) 自家用車出張命令にもかかわらず、自家用車出張承認簿が作成されていない。(新庄工業高等学校・計量検定所)
- (ケ) 旅費の請求、受領において、日付が多数漏れている。(南陽高等学校・計量検定所・天童高等学校)
- (コ) 業務委託に係る支払いが遅延しているものがある。(天童高等学校)
- (サ) 物品購入代金の支払いが遅延している。(山形中央高等学校)
- (シ) 旅費の支給額が誤っているものがある。(山形中央高等学校・長井工業高等学校・米沢東高等学校・教育センター)

ウ 契約

- (ア) 予定価格書作成の事務手続きにおいて、適切でないものがある。(精神保健福祉センター)

エ その他

- (ア) 旅費支給事務において、書類の保管が適切でないものがある。(米沢興譲館高等学校)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに寒河江市役所において平成15年9月2日まで縦覧に供する。

平成15年5月2日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークベニマル寒河江店  
寒河江市鶴田52外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
代表取締役 大高 善興
- 3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 開店時刻  | 閉店時刻 | 備 考              |
|-------|------|------------------|
| 午前10時 | 午後9時 | 年間60日は、閉店時刻午後10時 |

(変更後)

| 開店時刻 | 閉店時刻  | 備 考 |
|------|-------|-----|
| 午前9時 | 午後11時 |     |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯



(変更前) 午前9時45分から午後9時15分まで。ただし、年間60日は午前9時45分から午後10時15分まで

(変更後) 午前8時30分から午後11時15分まで

4 変更年月日

平成15年4月20日

5 届出年月日

平成15年4月14日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成15年9月2日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに天童市役所において平成15年9月2日まで縦覧に供する。

平成15年5月2日

山形県知事 高橋和雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングプラザ天童

天童市南町一丁目7番1号外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号

代表取締役 大高 善興

有限会社三枝 天童市東本町一丁目9番20号

代表取締役 緑 三郎

株式会社ロビン 天童市東本町一丁目16番7号

代表取締役 鈴木 純一

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号

代表取締役 大高 善興

有限会社三枝 天童市東本町一丁目9番20号

代表取締役 緑 三郎

株式会社ロビン 天童市東本町一丁目16番7号

代表取締役 鈴木 幸侑

(変更後) 株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号

代表取締役 大高 善興

有限会社三枝 天童市東本町一丁目9番20号

代表取締役 緑 三郎

株式会社ロビン 天童市東本町一丁目16番7号

代表取締役 鈴木 純一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) 株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号

代表取締役 大高 善興

株式会社大創産業 広島県東広島市西条町大字吉行字向1番地の60

代表取締役 矢野 博丈  
有限会社星野カメラ店 天童市本町一丁目3番17号  
代表取締役 星野 義雄  
株式会社ロビン 天童市東本町一丁目16番7号  
代表取締役 鈴木 幸侑  
有限会社三枝 天童市東本町一丁目9番20号  
代表取締役 緑 三郎  
株式会社ザ・フォウルビ 栃木県宇都宮市江曾島本町12番6号  
代表取締役 田中 操  
(変更後) 株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
代表取締役 大高 善興  
株式会社大創産業 広島県東広島市西条町大字吉行字向1番地の60  
代表取締役 矢野 博丈  
有限会社星野カメラ店 天童市本町一丁目3番17号  
代表取締役 星野 義雄  
株式会社ロビン 天童市東本町一丁目16番7号  
代表取締役 鈴木 純一  
有限会社三枝 天童市東本町一丁目9番20号  
代表取締役 緑 三郎  
株式会社ザ・フォウルビ 栃木県宇都宮市江曾島本町12番6号  
代表取締役 田中 操

## 4 変更年月日

平成15年3月19日

## 5 届出年月日

平成15年4月14日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成15年9月2日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見